

北海道有林野の整備及び管理に関する規程

(平成14年4月1日訓令第17号)

(平成19年3月23日訓令第5号改正)

(平成22年3月24日訓令第3号改正)

(平成22年3月31日訓令第9号改正)

(平成25年3月22日訓令第2号改正)

(平成27年3月27日訓令第3号改正)

水産林務部

森づくりセンター

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 基本計画（第5条・第6条）

第3章 整備管理計画（第7条－第9条）

第4章 森林経営計画（第10条・第11条）

第5章 評価（第12条－第14条）

第6章 事業実行結果の整理及び報告（第15条・第16条）

第7章 補則（第17条・第18条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道有林野の整備及び管理については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第2条 この訓令において「道有林野」とは、道が所有する森林のうち、市町村の振興への寄与を目的とした公有林及び森林経営の模範を示す模範林として国から譲与された経緯を有するものをいう。

（整備及び管理の基本）

第3条 道有林野の整備及び管理の基本は、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民の生活の向上に資するものとする。

（整備及び管理の内容）

第4条 道有林野の整備及び管理は、前条の基本を達成するために、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 森林の適正な管理

- (2) 森林の計画的な整備
- (3) その他森林の公益的機能の持続的発揮に必要な事項

第2章 基本計画

(基本計画の策定)

第5条 知事は、道有林野の整備及び管理に関する事業（以下「事業」という。）の基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 基本方針
- (2) 計画の内容
 - ア 森林の管理に関する事項
 - イ 森林の整備に関する事項
 - ウ その他必要な事項

(3) 整備管理計画の策定の基準

- 3 知事は、基本計画を策定しようとするときは、広く道民の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定しようとするときは、前項の意見の要旨を付して、北海道森林審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(通知)

第6条 水産林務部長は、基本計画が決定されたときは、遅滞なく、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）にその基本計画を通知するものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 整備管理計画

(管理区)

第7条 総合振興局長等は、森林室の所轄区域ごとに管理区を設けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ、水産林務部長の承認を受けて、一の森林室の所轄区域につき2以上の管理区を設けることができる。

(整備管理計画の策定)

第8条 総合振興局長等は、基本計画に基づき、管理区に係る道有林野の整備及び管理に関する計画（以下「整備管理計画」という。）を策定するものとする。

2 整備管理計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画の基本的事項
 - ア 目指す森林の姿
 - イ 施業方法
 - ウ 施業仕組
- (2) 計画の内容

- ア 森林の管理に関する事項
- イ 森林の整備に関する事項
- ウ その他必要な事項

(整備管理計画の承認等)

第9条 総合振興局長等は、整備管理計画を策定しようとするときは、水産林務部長の承認を受けるものとする。

- 2 総合振興局長等は、整備管理計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 3 前2項の規定は、整備管理計画の変更について準用する。

第4章 森林経営計画

(森林経営計画の作成)

第10条 知事は、森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項の規定に基づく計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、当該森林経営計画に年次別の事業について定めるものとする。

(通知)

第11条 水産林務部長は、森林経営計画が森林法第11条第5項（同法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により認定されたときは、遅滞なく、総合振興局長等にその森林経営計画を通知するものとする。

第5章 評価

(全道評価)

第12条 水産林務部長は、全道における道有林野の整備及び管理の成果について、評価を行うものとする。

(管理区に係る評価)

第13条 総合振興局長等は、道有林野の管理区に係る整備及び管理の成果について、評価を行うものとする。

(評価の報告)

第14条 総合振興局長等は、水産林務部長の定めるところにより、前条の規定による評価の結果について、報告するものとする。

第6章 事業実行結果の整理及び報告

(事業実行結果の整理)

第15条 総合振興局長等は、水産林務部長の定めるところにより、事業実行の結果を整理するものとする。

(事業実行報告)

第16条 総合振興局長等は、水産林務部長の定めるところにより、事業実行の結果について、報

告するものとする。

2 水産林務部長は、事業実行の結果を公表するものとする。

第7章 補則

(数量の単位)

第17条 事業に関する数量の単位の表示は、水産林務部長が定める。

(水産林務部長への委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、道有林野の整備及び管理に関し必要な事項は、水産林務部長が定める。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年3月22日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。